

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年9月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書 記	杉渕 詩織
書 記	渋田 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7番	寺澤 克己	8番	吉野 幹雄
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第40号議案から第45号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第40号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

①譲り受け人は ██████████ 居住し、水稻と畑を耕作しています。本申請地を取得することで農地の有効活用、農業経営の安定が見込まれ、譲渡し人と譲渡の話がまとまり本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

続いて議案書3ページをご覧ください。第41号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①申請者は ██████████ 居住しております。同じ敷地内にある申請地は、現在に至るまで進入路として利用していましたが、農地転用の許可を得ていない農地であることが最近になって発覚したため、是正のため本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は既設排水路にて処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑬番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑯番、許可をすることができに該当します。

続いて議案書5ページをご覧ください。第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①申請者は現在、犬山市内にて昭和61年よりクリニックを営み、1日あたり70人ほどの患者を診察しております。来春、長男が糖尿病の専門医として勤務することが決定しており、それ

に伴い従業員が増員します。また、糖尿病患者の急増が見込まれ、申請地周辺には公共交通機関がないことから、新たな駐車スペースの確保が必要となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー（ア）ー b -（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満である農地で第 2 種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

②農振除外の案件です。申請者は、昭和 35 年に設立された自動車の運転技能教育、空気調和設備設計施工を営む小牧市に本社を置く法人です。犬山市内に自動車学校が整備されていないこともあり、小牧市と犬山市の市境あたりにスクールバスの駐車場があれば、生徒の送迎の利便性も向上し、犬山市内からの新規入校生獲得が見込まれます。現在は、名鉄小牧駅から犬山市内にスクールバスの運行をしておりますが、特に夕刻時には渋滞が激しく、予定通りの運行に支障をきたしています。この状況を解決するために市境近くに駐車場を設けることを決断し、本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね 10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の 7 ページをご覧ください。第 43 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

これは、農業を営んでいた被相続人から相続により農地を取得したものが、一定の要件を満たし、申告期限内に手続きをおこなえば相続税の納税が猶予されるものです。

この証明を受けたのち、別途税務署にて納税猶予の適用を受ける必要があります。

また、相続税の納税猶予には特例措置があり、相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち市街化区域外に所在するものについて、中間管理事業を通じた貸付、または、農用地利用集積計画の定めるところによる貸付を行った場合、税務署へ特定貸付の届出の手続きを行うことで特定貸付が適用されます。

今回の申請地は、農地中間管理事業にて株式会社櫻井農園犬山に貸付けており、特定貸付に該当するため、要件は満たしていると判断されます。

続いて議案書の 8 ページをご覧ください。第 44 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、11 件です。1 番から 10 番が農地中間管理機構への利用権設定、11 番が相対での利用権設定です。1 番が犬山地区、1 番から 10 が羽黒地区、11 番が城東地区の案件となります。

続いて議案書の 14 ページをご覧ください。第 45 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第 44 号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

15 ページが [REDACTED]、16 ページ、17 ページが [REDACTED] への配分計画案です。

議長

ただいま事務局から、第 40 号議案から第 45 号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

澤野委員 6番澤野です。

40号議案で、ただいまの説明で初めて内容がわかったわけなんですけど、地目内容が異なるわけなんです。そういった場合において、仮にですが、評価っていうのはどなたがされて、どのように積算されて、等価と見なされるものなのかどうか。それで、もしそういった場合において、差額が出た場合、所得税が該当してくるのではないかと思うわけなんですけど、そういった場合、申請者へどなたから説明が行くものかどうか。それを委員会は認めていいのかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

事務局 澤野委員からの質問についてお答えさせていただきます。

今回申請の■■■■■は畑ということで、交換する土地は■■■■■という土地になるんですが、こちらの方は地目が宅地となっております。交換については必ずしも等価でなくても、土地の交換はできるんですけど、当然差額が発生した場合、所得税等が本人、申請者側にかかる場合がありますので、申請者へ行政書士の方から説明していることを確認しております。

土地の評価自体は、相続税とか、譲与税と同じく、路線価というんですかね、道路に価格がついてまして、そこから評価する場合と、調整区域などは多いんですけど、税務課の固定資産税の評価額に、一定の倍率をかけて評価額を算定する方法とあるんですけど、それでそれぞれの土地について、その差額が発生した場合は、それに対して、後から税務署から税の申告をしてなかったら追徴だとかそういった指導が入る形になります。なので、そういったことがないように、事務局の方としては、行政書士を通じて説明し、確認をするように話をさせていただいております。

小澤委員 今の説明では税理士法違反になりますから、そのところは法的に問題がないように答弁を直してください。

事務局長 小澤委員のご質問にお答えをします。

こちらの方はこの書類を出す上で、きちっと税務署とかに確認

を取っていますかという話をしたうえで、その行政書士がこれを出しているものですから、この書類を出した行政書士に、そこら辺はきちっと確認をしています。先ほど宮田から話があったように、当然所得税、譲渡所得税は出るよといった場合に、その部分については行政書士が行うわけであります。事務局としては、ただ、書類上の確認をしたということです。

澤野委員 申請にあたってそのものが、この場にて初めて交換ということが分かったわけですね。だから、前回に決められたことと反するかもしれませんが、ある程度そういったものについては明記しなくてもいいので、事務局から、担当委員か担当推進委員の地区の方へ、こういう物件だということの事前連絡というのはいきなりでいいのでしょうか。

この場で初めて分かるものですから、事務局として書類を受理する段階において、調査士なり行政書士なり、直接本人が申請されるなり、何らかのやりとりがあつて、それなりの内容を網羅して、書類を受理したというような形での話を、事前に農業委員、推進委員へ流すことはできないのでしょうか。

事務局長 澤野委員のご質問にお答えをします。

こちらの方は、多分先ほど説明の中で交換という話をしたんですけれど、あくまで営農規模拡大のために所有権移転をするよと、売った買ったの売買なんですよ。譲渡所得の特例とかで、等価交換となる場合は、当然そちらの方は先月、小澤委員が話しされたように、地目だとか、時期とかによっても変わってくるんですけれど、あくまで、そうしたものは関係ないんじゃないかと。要は、我々農業委員会として審査するものは、特例に該当している、していないというのは全く関係がないんですよ。ですので、先月を踏まえて、交換というのはここには入れずに、あくまで交換は関係なしに、所有権の移転が営農規模の拡大に対して、いいかどうかという部分だけ農業委員会が審査しますので、その譲渡所得の特例が合っている、合っていないとか、交換っていうのは

関係なく、あくまでこれは、所有権の移転に対して審査をするものとなります。当然差額が出れば払うよということになるので、これは交換というわけじゃないんですよ。どうもやっぱり皆さん交換というと、等価交換で、税の特例を受ける場合ってというのが頭にあるものですから、そこはもう紛らわしいということで、農業委員会の審査は営農拡大するのにいいかどうかという部分の審査なので、税の方は全く考えなくて結構です。

議長 他にご意見はございませんか。

小澤委員 3番小澤です。

6ページで、農地法第5条の規定による許可申請書のナンバー1についてですが、不動産の表示として4件ありますが、現況が用悪水路と書いてあります。書類を見ますと、側溝が入っているんですね。受理した際に、その辺についてはどのように説明を受けられましたかということをお聞きしたいです。一般論になりますけれど、今後この用悪水路はどうするかということです。このまま用悪水路として残しておくのか、埋めてしまうのか。埋めてしまうと回答いただくと、南の方が低いため、下へ水が行かなくなってしまうので、それは農業者に対して不利益になるものなのでどうするかっていうことですね。これから、分筆していると思いますが、そしてしたときに、そういう話し合いを市としてるかどうかお聞きしたいんです。当時、今で言うと、土木管理課とどのように打ち合わせをして進めてみえるか、それからまた、地元の管理者に対して話はしているかどうか、そういう点をお聞きしたいと思います。

事務局 小澤委員の質問に回答させていただきます。

まず、XXXXXXXXXXについては、現況が用悪水路ということで、現場にも水路は設置されております。こちらは南側に田んぼがありまして、南側の方から北側の方へ水が流れる形です。南側の方は田んぼとして、引き続き耕作が継続されますので、

水路としてそのまま残る計画になっております。土木管理課の方には確認を取ってございまして、南側は公図の方を見ていただくと、筆が切ってあって、個人所有の水路となっております。東側に未舗装の道路があるんですが、そのところに昔の水路敷があったんですが、そっちは現場の方に現在は水路がなくて、埋めて道路の敷地と一体で使われております。状況を察するになんですけど、昔あった水路をなくす代わりに、地元の方々の協力で、水路を南から北へ敷設したというのが想定されます。また、申請のあった行政書士の方からも、地元で作った水路だ、昔作った水路だというような形で聞き取りはさせていただいております。こちらについてはまだ県道の下のところ暗渠で水路が西の方へ流れていきまして、塔野地の圃場整備された方まで、水が行っておりますので、引き続き、必要な水路として残していくこととなりますので、当然これを将来廃止するとか、そういったことであれば、地元でちゃんと耕作をしてる方が、困らないような措置、大体の水路がちゃんとあるかですとか、そういったことは確認の上、進めていただくことになると想定されます。

議長

他にご質問等はございますか。

他にご質問だとか、ご意見がないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後 2 時 4 5 分 地区審議

午後 3 時 0 0 分 開議

議長

ただいまから総会を再開させていただきたいと思っております。

これから議案につきまして地区の意見も決定をいただくわけでございますが、当然のことながら、本日ご出席していただけない推進委員の方からも、ご意見を頂戴しておりますので、その意見を踏まえて、ご審議いただいたということにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは第 4 0 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書

許可決定について許可の決定を求めます。

1 番について、池野地区お願いします。

澤野委員

6 番澤野です。地区審議の結果、可といたします。

一つお願いがございますが、今後、こういった双方で物件が譲渡される部分については良いと思いますが、双方の物件の地目が異なったことで、片方のみ申請が出てくるような案件について、事務局としては事前に説明をお願いしたいと思います。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 4 0 号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第 4 1 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について羽黒地区お願いします。

吉野委員

8 番吉野です。整理番号 1 番につきましては、始末書を提出されているということで地区審議の結果、可といたします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 4 1 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして、第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。地区審議の結果、許可相当とします。

議長 2番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。推進委員の方からも問題なしという意見いただいておりますので、可とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第42号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第43号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について意見の決定を求めます。

1番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。問題なしということで可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第43号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続きますして第44号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

 1番について犬山地区お願いします。

高木委員 2番高木です。地区審議の結果、当人も喜んでおりますので可といたします。

議長 1番から10番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号1番から10番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 11番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。地区審議の結果、可とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第44号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて第45号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

 1番について、犬山地区お願いします。

高木委員 2番高木です。問題がないため、可とします。

議長 1 番から 10 番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8 番吉野です。1 番から 10 番について地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 45 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告事項についてご説明します。
議案書の 18 ページをご覧ください。報告第 15 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は 8 件です。
報告事項については以上です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話しください。
何もないようですので、報告は終了しました。
これで本日予定しました議案は全て終了しました。
これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。